



特許制度活用便利帳

第30回

「拒絶査定不服審判③」



弁理士 ■ 石田 悟

〈Q〉拒絶査定不服審判を請求したのですが、今後の手続きは、どのようになるのでしょうか。

〈A〉審判請求後は、審査官による前置審査を除き、審判官の合議体によって審理が行われます。

拒絶査定を受けた特許出願について、出願人が拒絶査定不服審判(特許法第121条)を請求した場合、その審理は、3人または5人の審判官の合議体(審判合議体)によって行われます(第136条)。

なお、前回説明したように、審判請求と同時に補正がなされ、審査官による前置審査が行われて前置報告書が作成された場合、審理に先だって、前置報告を利用した審尋(前置審尋)が行われます。

この審尋は、前置報告の内容を審判請求人に送付し、審査官の見解に対する反論の機会を与えるもので、審判請求人の反論を考慮してその後の審理を進めることで、審理の充実化、審理負担の軽減を促進するものです。前置審尋の進め方、及び審判請求人による回答書の提出等については、詳しくは、特許庁ホームページにある「前置報告を利用した審尋について」を参照して下さい。

不服審判の審理では、その対象となる明細書、特許請求の範

囲及び図面(明細書等)が、審査段階での補正却下の決定に対する不服申立ての有無、及び審判請求時の補正の有無によって異なるものとなります。

補正却下の決定に対する不服申立てを伴わない場合、拒絶査定時の明細書等、また、審判請求時に補正がされたときは、補正後の明細書等が審理の対象となります。

一方、補正却下の決定に対する不服申立てを伴う場合で審判請求時の補正無しの場合には、補正却下の決定が不適法であれば、その取り消しを前提として審理が進められます。また、適法であれば、補正却下後の明細書等が審理の対象となります。

また、不服申立てを伴う場合で審判請求時の補正有りの場合には、その補正された明細書等が審理の対象となりますので、不服申立ての内容と審判請求時の補正内容との対応に注意が必要です。

審判合議体による拒絶査定不服審判の審理は、原則として書面審理によって行われます(第145条)。審理の結果、原査定の拒絶理由によって拒絶できると判断された場合には、審判の請求は成り立たない旨の審決(拒絶審決)がなされます。

また、原査定の拒絶理由によっては拒絶できないと判断された場合には、審査における手続きが準用されており、それによって審理が進められます(第159条)。

ここでは、例えば、審判合議体が査定の理由と異なる拒絶理由を発見した場合、拒絶理由の通知、審判請求人による意見書の提出等の審査と同様の手続きが行われます。また、審判請求人は、審理において拒絶理由が通知された場合、明細書等の補正を行うことができます。この場合の補正可能な範囲は、拒絶理由通知が最初、最後のいずれであるかによって異なります。

また、審判請求時の補正、または審判請求後でかつ最後の拒絶理由通知に対する補正については、その補正が特許法第17条の2第3項～第6項の規定に違反する場合には、補正が却下されます。

このような審理手続の結果、依然として原査定が支持できるときは、拒絶審決がなされます。一方、原査定が支持できないときは、原査定を取り消し、審判の請求を認める旨の審決(特許審決)がなされます。

また、原査定が取り消される場合には、状況により、さらに審査に付すべき旨の審決がなされる場合もあります(第160条)。

なお、拒絶査定不服審判の審理における手続きの詳細等については、特許庁ホームページにある審判便覧の関連項目を参照して下さい。

この特許制度活用便利帳の連載ですが、第30回の今回をもって終了いたします。長い間のご愛読、ありがとうございました。